



令和8年度 第1回河輪小学校学校運営協議会

日時 令和8年5月11日(月)14時00分から16時00分
会場 河輪小学校 3階会議室

次 第

司会 間宮委員

開催要件(過半数の出席)確認

1 開会

2 会長挨拶

会長

3 校長挨拶

村松校長

4 委員紹介(任命書交付)

5 浜松市学校運営協議会規則確認

藤岡教頭

6 議長の選出

7 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認

藤岡教頭

8 熟議

(1) 令和8年度の学校運営の基本方針

村松校長

(2) 令和8年度コミュニティ・スクールについて

村松校長

(3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

藤岡教頭

9 報告

・長期休業中の学習支援について

間宮委員

10 連絡事項

- ・ 第2回学校運営協議会 令和8年 7月28日(火)14:00~16:00
- ・ 第3回学校運営協議会 令和8年 11月12日(木)14:00~16:00
- ・ 第4回学校運営協議会 令和9年 2月16日(火)14:00~16:00

11 閉会



令和8年度 河輪小学校学校運営協議会委員

	お名前
1	鈴木 大介
2	渋谷 徳行
3	藤田 正治
4	藤田 沙奈江
5	間宮 年弘
6	袴田 伯領
7	秋山 沙緒理
8	両角 まさみ

学校運営協議会 年間計画（案）

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和8年 5月11日(月) 14:00～16:00	(1) 学校運営の基本方針について (2) コミュニティ・スクールについて (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について	
2	令和8年 7月28日(火) 14:00～16:00	○ 特色ある学校づくりについて教職員と熟議 ※SWOT分析をしながら、学校や地域の強みや弱みを熟議し グランドデザインの実現に向けビジョンを共有する	
3	令和8年 11月12日(木) 14:00～16:00	○ 特色ある学校づくりについて ※学校支援についての中間報告や熟議	
4	令和9年 2月16日(火) 14:00～16:00	(1) 学校関係者評価について (2) 次年度学校運営基本方針について (3) 学校運営協議会の自己評価 □ 夢育やらまいかCS加算分の報告	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第3回 河輪小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月17日（火）14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 河輪小学校 3階会議室
- 3 出席委員 鈴木大介、渋谷徳行、藤田正治、太田尚吾、間宮年弘、袴田伯領、鈴木裕美、秋山沙緒理
- 4 欠席委員 藤田沙奈江
- 5 オブザーバー 袴田 唯之（南陽協働センター職員）
- 6 学 校 村松昌彦（校長）、和久田仁（教頭）、甲斐直樹（教務主任）、乾由佳（CSディレクター）
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 乾由佳
- 9 議長の選出

司会から会長を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。

10 協議事項

- (1) 学校関係者評価
- (2) 学校運営協議会の自己反省
- (3) 令和8年度の学校運営の基本方針

11 会議記録

司会の間宮委員から、委員の過半数の出席があるため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価

議長の指示により、教務主任から別紙に基づき説明があり委員からは以下の発言があった。

- ・楽しく学校に通っている児童が多くて良いことだと思う反面、No. 13, 14の否定的な回答が多いが、外国籍の子供たちはちゃんと理解してやっているのか疑問。アンケートは記名式？（渋谷委員）
 - 記名式ではないが、タブレットでやっているのだから、誰かは分かる。（教務主任）
- ・No. 8の『温かい言葉遣いで生活している』があまりそう思わない・そう思わないと回答した子供たちがいるが、私が毎朝見守りしている中で、若干言葉遣いが荒い子がいるなどと思うので、アンケート結果の通りかなと感じる。（太田委員）
- ・No. 13, 14のネガティブな回答があるが、いじめがある＝学校が楽しくないということで、感じ方の違いや、感情がうまく表現できているのかなと思う。いじめのないクラス、学校作りがポイントになってくると思う。（太田委員）
- ・『自己調整しながら学ぶ子』とあるが、自己調整とはどんな意味？（袴田委員）
 - 最近よく言われている言葉で、自分を振り返り、自分の学びや取り組み方を変えていく。やってみただけで上手くいかなかった。何がダメだったのか、次はこうしてみよう。次に課題解決できるように、自分のやり方を変えていく、調整していくという意味合い。（校長）
- ・小学生に求めるのはなかなか難しいと思う。（袴田委員）

→例えば、さかあがりをやってみただけ出来なかったから、次は蹴る位置を変えてみようなど。それが、高学年になるともう少し高度になり、以前同じ問題をやって間違えたから、次の学習では、こういう取り組みをしてみよう。友達に聞きながら、教え合いながらやってみようという取り組み。(校長)

- ・No.5に関して、そう思わないが0%となっているので、どこかしら安心して過ごせる場所を見つけられているのだなと感じる。(鈴木委員)
- ・昨年度に比べて、No.13.14が減っていたら良い。No.8は『温かい言葉』がどんなものか分かっていない子供もいると思う。日々友達との会話の中で、『温かい言葉』を使っているのか疑問。仲の良い学校、河輪小独自の課題なのかなと思う。(秋山委員)
- ・1～6年生なので、低学年、高学年で回答の傾向が違うのかなと思う。(オブザーバ)
- ・No.1に関して、先生方は、否定的な回答をした子供たちが学校に楽しく通えるような手立てを考える必要があると思う。No.2も気になる子供を共通認識してやっていくのがよいと思う。(間宮委員)

(2) 学校運営協議会の自己反省

議長の指示により、校長より別紙資料に基づき説明があり、委員から以下の発言があった。

評価①

- ・校長先生より説明を受け理解しているが、子供や担任の先生方とも話をし、今困っていること、正直な感想を聞きたいと思う。そうすれば、もっと理解が深まると思う。(間宮委員)
- ・夏休みのがくしゅうクラブは有難かった。子供も楽しかったと言っていた。(秋山委員)

評価②

- ・野菜や花の植え付けや朝の見守りで直接子供と話をする機会があるが、元気な子はいいがそうでない子や行き渋りがある子に対して、何が出来るか考える。地域を巻き込む仕組み、参加できる仕組みを作ってもらえたらと思う。(袴田委員)
- ・各PTA役員が空いている時は、子供を見守る様に心掛けた。(鈴木委員)

評価③

- ・社協によるポスター作製はうまくいっているのではないか。(渋谷委員)
- ・小学生がいない家庭の地域の人たちの周知は不足していると思う。学校だよりを年2回だけでも回覧するのはどうか。(間宮委員)
- ・河輪小学校だよりみたいなものを回覧するとか、自治会としては積極的に協力してくれると思う。(鈴木会長)

評価④

- ・来年度の目標については？(鈴木会長)
 - ・前回話し合った時に出たように、先生方の過重労働について、実践できるものを取り入れたらどうか。(藤田委員)
 - ・校内だけでなく地域も大事な要素だから、来年度の目標は校長先生に整理して頂くよう。お願いしたい。(鈴木会長)
- 『多様な地域の人材活用による、学校支援活動の実践を通し』のような言葉を入れるのはどうか。目指しているのは子供たちの学習の充実、豊かな学び、キャリア教育、恐らく狙

っていることは同じですが、『学校支援』という言葉が入れば、もう少し具体的になり分かり易いのではないか。(校長)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(3) 令和8年度の学校運営の基本方針

議長の指示により、校長より別紙資料に基づき説明があり、委員から以下の発言があった。

- ・全体的に良いと思う。(渋谷委員)
- ・非常によくできていると思う。(袴田委員)
- ・素晴らしいと思う。保護者も安心して登校させられる。(秋山委員)
- ・教室を見ても、校長先生の思いが実現しているように見られた。更なるレベルアップを期待するが、がんばったらいいことがある、というような経験をさせてあげたらどうか。目標と手段を間違わないで欲しい。(間宮委員)
- ・主体性をもたせるということは、本人が興味をもってやっていること、その子の個性を伸ばすという教育方針にしてあげて欲しい。(藤田委員)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

12 そのほか報告事項等

教頭から、来年度の協議会について、今年度より1回増え4回の開催を検討している旨、第1回の協議会は令和8年5月11日(月)14時から開催する旨の報告があった。

(様式1)

学校番号 (小・中) 023

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(河輪小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 地域(地元)の交流を深め、広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
- 多様な地域の人材活用により、体験活動や生き方について考える学習を充実させ、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ⇒ ア よくできた (理由) 1 イ できた 4 ウ あまりできなかった エ できなかった
- ・委員から活発な意見が出て、小学校へのボランティア活動に前向きであった。
 - ・学校運営について各委員が意見を述べる機会は十分に確保されていたと思います。また、各委員とも、積極的かつ率直に意見を述べられていたように感じました。
 - ・児童の自主性・主体性を育てる目標が学校生活の中で実践されている。
 - ・委員それぞれの意見が出て熟議ができたが、フリートークの時間が短かったように思う。これまでの実践の反省よりも、これからの実践の目的と内容にウェイトを置きたい。
 - ・教員に任せきりにするのではなく、一つの仕事の中でも部分的に担うことができる作業を真剣に考えられた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ⇒ ア よくできた (理由) 3 イ できた 2 ウ あまりできなかった エ できなかった
- ・多様な地域の人材活用により、体験活動の事例が多く、熟議を進めることができた。
 - ・学校・教師が担う業務についてのワークショップを行ったことで、これまで行われてきた学校支援活動の枠にとらわれず、こういった学校支援活動ができるのか、改善点や新たな可能性について議論することができた。
 - ・学校運営協議会の委員グループによる学校支援活動の具体的個々の支援アイデア抽出→これは担任業務カテゴリ別に具体的内容により提示があつてこそできた。この分野では支援活動可能と思う点が具体的に挙げることができた。
 - ・熟議を進めることはできたが、教職員の多忙化など理解不十分なところがあり、地域やPTAの支援活動の具体化、実践が必要である。
 - ・話し合いで、意見が飛び交っていた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ⇒ ア 充分に行った (理由) イ 行った 4 ウ あまり行わなかった エ 行わなかった 1

- ・委員からの提案に対し、助言を行うことができた。
- ・学校のHPやさくらメールなどで情報発信していると思います。
- ・秋の大収穫祭イベントにおける各種団体の催し。ポスターの作成、展示（→再利用）
- ・小学生のいる家庭への情報発信はできていると思うが、小学生のいない家庭への情報発信に課題がある。
- ・他の方に比べると、自分は教員の方の業務の大変さを分かっていないと思いました。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・キャリア教育を推進することにより、学区に「多様な人材がいること」を目標に入れてほしい。
- ・今年度の目標は、概ね会議体としてのふさわしい目標となっていると思いますので、来年度の目標も同様でいいのではないかと考えます。
- ・知力、体力の向上育成+心身健全な基礎作り
- ・「がくしゅうくらぶ」を発展させ、「まんまるくらぶ」を作り、地域とPTAが協力して、子供たちに勉強だけでなく交流の場を提供できるような取り組みを考えたい。
- ・創造性を持ち、少し浮かんだ意見でも、それを大切に、皆さんに伝えていきたい。

令和8年度 浜松市立河輪小学校 グランドデザイン

浜松市の目指す教育

描く夢や未来の実現
～主体性・多様性・包摂性・信頼・協働～

南陽・東陽中学校区の目指すこども像

目指すこどもの姿

- 自分らしさを大切にするこども
- 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

校区の目指すこども像

「**自他を大切にし
高めあう子**」

- 笑顔のあいさつ
- 高い規範意識
- 学ぶ喜び

学校教育目標 やさしくたくましく輝く子

かわわ
(和)(輪)

(知)主体的に学ぶ子

- ☆話を聴き
自分事ととらえて学習する子
- 望ましい学習習慣の定着
 - 学習の基礎・基本の定着
 - 自己調整力を育む
ふり返し活動

(徳)みとめ合う子

- ☆自分や友達のよさを見つかることができる子
- 温かく安心できる
よりよい人間関係づくり
 - 自己肯定感を高める活動
 - 「生活の約束」と温かな言葉遣いの徹底

(体)やりぬく子

- ☆めあてを立てて
チャレンジする子
- 目標をもって取り組む
体育科の授業や行事
 - 心身の健康を育む
保健教育の充実
 - 安心・安全な減災・
防災教育



にせまるマン



まんまるマン

知・徳・体をバランスよく育み生きる力を育成する
合言葉 「まんまるのこころ」

すべてのこどもの
可能性を引き出す学びの実現

自分らしさが発揮できる
安全・安心な学級づくり

- 発達支援教育を根幹に据えた教育
- 多様なニーズに応じた学習や支援の実現
- 子供の自己調整力と主体性を育てる
校内研修の充実

- 当たり前のことが当たり前に行える子供の育成
- いじめ等問題行動の未然防止、早期発見、組織的な対応
- 思いやりの心を育む道徳教育の充実
- 12年間の学びと育ちをつなぐ教育活動
- 保護者との信頼関係の構築

地域とともにある学校

- 〈子供の心の基盤となる家庭〉
- 基本的な生活習慣の定着
 - 家庭学習の充実
 - 保護者の学びの機会や
家庭への支援体制の整備

〈子供の育ちを支える地域〉

- コミュニティスクールによる豊かな学びの実現
- 郷土愛の育成 ● キャリア教育の推進
- 学校運営協議会の熟議による学校、保護者、
地域住民との連携、協力の推進
- 河輪小学校応援団等による学習支援、環境整備の充実

一人一人の子供のよさを捉え 成長を支える教職員

- できる、わかる授業づくりを大切に
にする教師
- できていないことでなく、できて
いることに注目する教師
- 子供を信じ、あきらめない教師

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して子供を育む

1 ねらい

「河輪小学校運営協議会」と「河輪小学校応援団(学校サポートシステム)」との連携・協働によりキャリア教育を推進する豊かな学びの実現と教育活動のさらなる充実を図り、学校教育目標である「やさしく たくましく 輝く子」の育成を目指す。

2 今年度の目標

- ・地域（地元）の交流を深め、広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
- ・多様な地域の人材活用により、体験活動や生き方について考える学習を充実させ、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

3 イメージ図 裏面

4 今年度の取組

河輪小学校協議会 承認(承認・熟議・評価) 【学校運営協議会委員】	河輪小学校応援団 (学校支援) 【学校・学校支援コーディネーター等】	情報発信活動(保護者・地域住民) 【学校、学校支援コーディネーター CSディレクター等】
1 R8年度学校運営の基本方針の承認 2 コミュニティ・スクールの方針について 3 夢育やらまいか事業 意見書 4 学校支援に関する課題について等 5 学校関係者評価 6 学校運営協議会自己評価 7 夢育やらまいか事業 報告書 8 R9年度学校運営の基本方針	1 学校支援の取組について ・学校が要望する支援について ・各月の取組について 2 キャリア教育の推進 ・キャリア教育年間指導計画への位置付け(学校の取組) ・河輪小版生き方授業について	1 コミュニティ・スクール便りの発行(年間3回) 2 学校HPへの掲載 3 学校だよりへの掲載 4 PTAとの連携による保護者への周知(PTA広報誌への掲載等)



令和8年度 学校の教育活動への支援一覧（案）

学年等	教科等	実施月	内 容
1	下校支援	4月	集団下校補助
	生活科	12月	チューリップ・パンジー苗植え
2	生活科	5～7月	野菜栽培活動補助
	生活科	12月	お店探検活動補助
3	社会科	通年	農業見学 8回
	総合	12月	鏡餅作り
4	総合	1月	ビオラ苗植え
	図工	11月	砦の木片やすり掛け
5	家庭科	6月	裁縫補助
	家庭科	10月	ミシン補助
6	家庭科		ミシン補助
学校	図書	通年	本の読み聞かせ 図書室整備
	クラブ活動	通年(回)	クラブ活動講師(茶道 折り紙 等)
	河輪っ子農園	通年	タマネギ、サツマイモの苗植え、収穫
	通学路をきれいにする会	通年	苗植え 3年 サツマイモほり 1・3年
	・天竜川・県排をきれいに する会	5月	天竜川クリーン作戦2年
		10月	天竜川クリーン作戦5年
	交通ボランティア	通年	児童登校の見守り
	川や湖をきれいにする市 民会議	10月	サツキマスの放流 5年
12月		アマゴの里親 5年	
2月		アマゴの放流 5年	

(様式1)

令和 8年 5月12日

浜松市立河輪小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 間宮 年弘 様

浜松市立河輪小学校運営協議会
会長 鈴木 大介

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月11日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① クラブ活動、総合的な学習の時間に地域住民や保護者を講師として招聘して体験活動や生き方について考える学習を充実させ、子供たちの豊かな学びの実現やキャリア教育の推進を図るべきである。
⇒クラブ活動で、定期的に地域住民や保護者を講師として招聘する。
⇒総合的な学習の時間に専門性の高い講師を招聘し、生き方について学ぶ学習を計画的に実施する。
- ② 地域住民や保護者を学習補助ボランティアとして招聘し、学習や行事などの教育活動の支援を行い、子供たちの学びを充実させるべきである。
⇒地域住民や保護者によるボランティアを依頼し、学習や行事など学校が必要とする教育活動の支援を計画的に実施する。
- ③ 河輪小農園、花壇でタマネギやサツマイモなどの野菜を地域住民ボランティア（畑先生）と一緒に栽培して生長や収穫の喜びを味わわせ、子供の豊かな心と地域を愛する心を育むべきである。
⇒地域のボランティアの方々（畑先生）の力を借りて、河輪小農園での栽培活動を計画的に実施する。